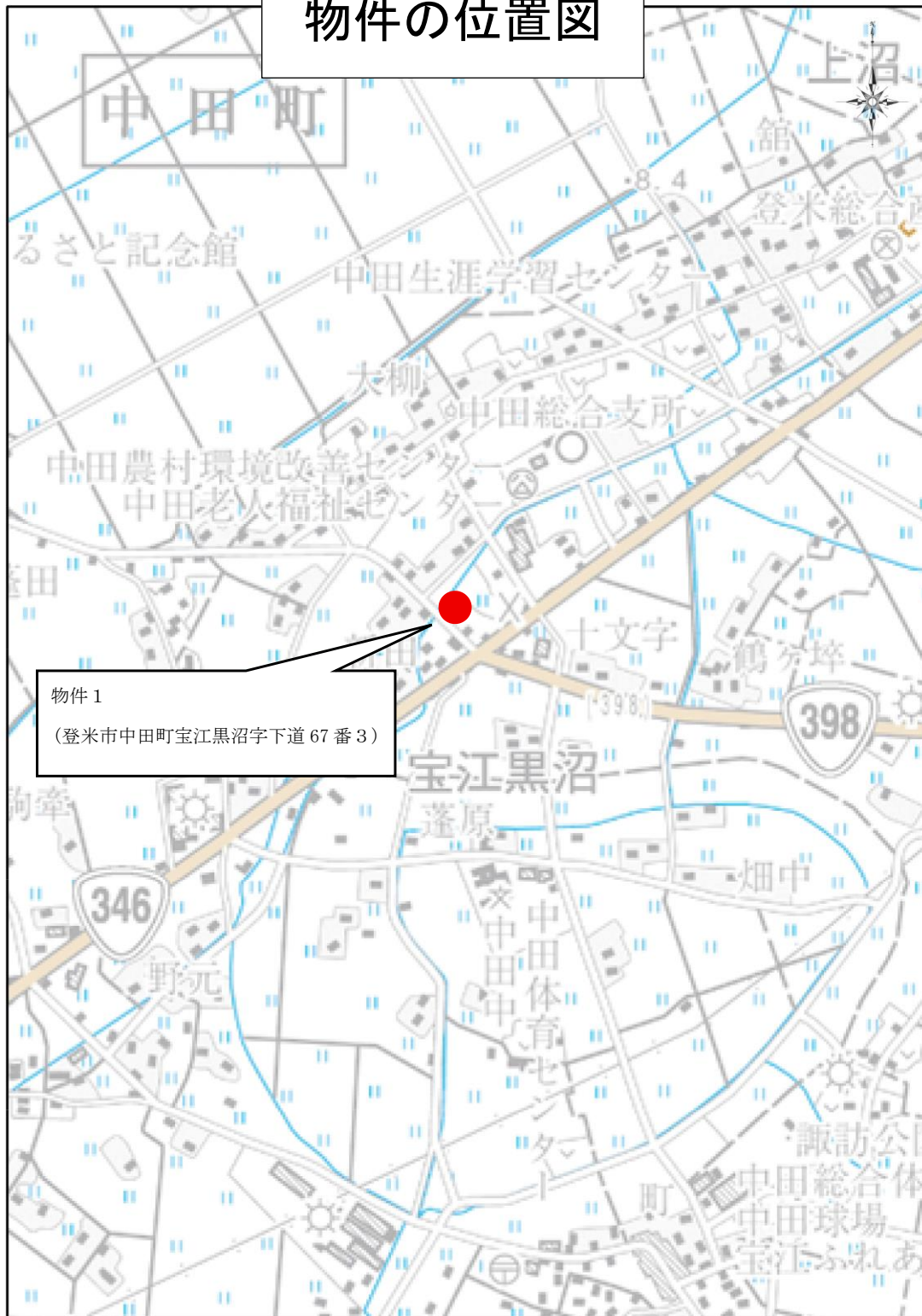


入 札 物 件 概 要

- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。**
埋設物等があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、落札者が行ってください。
- 4 **物件は現状有姿での引き渡しとなります。売却前後において市で整地等
は行いません。**
- 5 必ず事前に現地を確認してください。
- 6 開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に行ってください。

物件の位置図



物 件 概 要

【土地・建物】				
物件番号	1	所在地	登米市中田町宝江黒沼字下道 67 番 3	
土地面積	283.33 m ² (実測)	地 目	宅 地	
建物面積	82.80 m ²	構 造	木造平屋建	
最低売却価格		3,039,000 円		
接面道路の状況	南西側に県道 4 号線 (中田栗駒線)			
法令等による制限	都市計画区域外			
私道等の負担に関する事項	負担の有無		無	
供給処理施設状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名
				電話番号
	電 気	東北電力	無	東北電力 (コールセンター) 0120-175-466
	ガ ス	プロパンガス	無	
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター 0120-023-151
	下水道	登米市上下水道部	有	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320
地勢など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外 (詳細は登米市 HP にて確認してください。) ・ 都市計画区域外 ・ 中田障害者地域活動支援センターとして利用されていました。 			
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バス (十文字停留所) から約 0.3 km ・ 三陸自動車道 (登米 I C) から約 6.1 km ・ JR 東北本線 (石越駅) から約 11.6 km 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登米市民病院へ 約 4.9 km ・ 登米市役所中田総合支所へ 約 0.9 km ・ 宝江小学校へ 約 2.2 km ・ 中田中学校へ 約 0.9 km ・ 佐沼警察署へ 約 5.5 km 				

物件1 登米市中田町宝江黒沼字下道 67 番 3 (現地写真)



※ 赤線内が土地、黄枠内が建物です。なお、赤及び黄線は参考までに概ねの土地建物の範囲を示したものであり、実際とは異なる場合があります。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

物件1 登米市中田町宝江黒沼字下道 67 番 3 (土地登記簿)

公用 宮城県登米市中田町宝江黒沼字下道 67-3 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000158951
地図番号 (P1)34-3	筆界特定	[余白]		
所在	登米郡中田町宝江黒沼字下道		[余白]	
	登米市中田町宝江黒沼字下道		平成17年4月1日行政区画変更 平成17年9月7日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
67番3	畑	29	[余白]	
[余白]	宅地	282.92	②年月日不詳地目変更、 ③68番5を合筆 国土調査による成果 〔昭和49年8月10日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	[余白]	所有者 登米郡中田町 昭和49年8月10日登記 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年1月19日 第415号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月22日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 勇 光



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が照会し、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下段のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D09393 (3/4)

※後日、実測面積に地積更正登記を行います。

(建物登記簿)

公用 宮城県登米市中田町宝江黒沼字下道 67-3 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成6年11月24日	不動産番号	3727000189918
所在図番号	[空白]			
所在	登米郡中田町宝江黒沼字下道 67番地3			[空白]
	登米市中田町宝江黒沼字下道 67番地3			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年9月7日登記
家屋番号	67番3			[空白]
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
警察官派出所	木造スレー、葺平家建	82.80	③昭和57年11月19日増築	
[空白]	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和43年6月18日 第3514号	所有者 宮城県 順位1番の登記を移記
2	所有権移転	平成6年8月22日 第7157号	原因 平成6年7月18日譲与 所有者 登米郡中田町 順位2番の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日

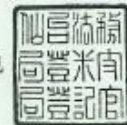


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和8年3月19日
仙台法務局登米支局

登記官

及川 貴也



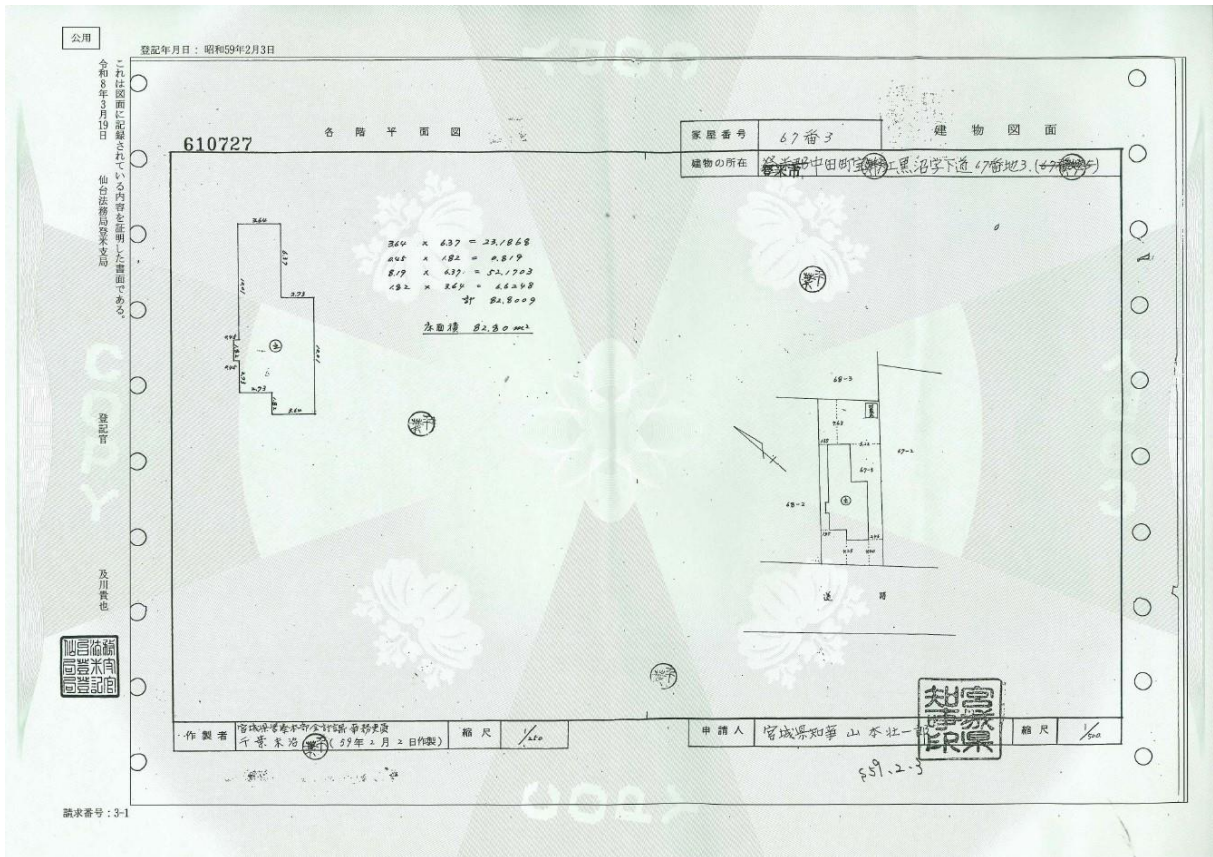
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記録されている登記は、所有権の登記名義人(所有権)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

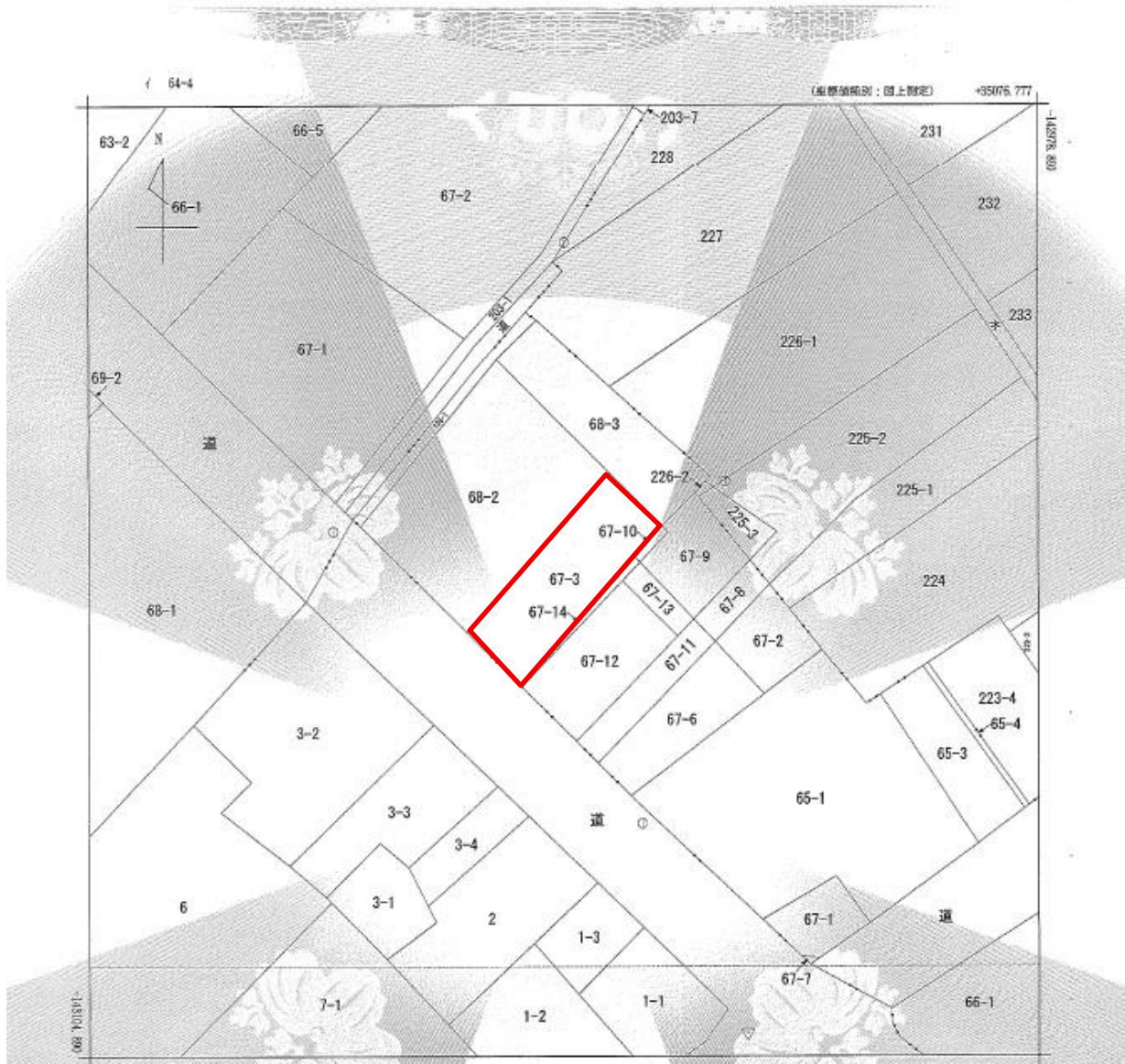
整理番号 D17955 (1/1)

1/1

(建物平面図)



(公図)



(注) 国土交通省国土院が公表した地籍簿データ(sovokata/haiyuuok/2011.par)による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土院が公表した地籍簿データ(ysvcrnag/2008.par)による修正がされています。



請求部分	所在		登米市中田町宝江黒沼字下道		地番	67番3	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系 番付又は 注記号	X	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日	昭和46年12月		備付年月日 (原図)			抽写事項	
						種類	路線図

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月22日
 仙台法務局登米支局
 請求番号：10-3
 (1/1)

後藤勇光

公用